

不公平感の是正や、曖昧ないし  
不十分な規定の明確化の観点から

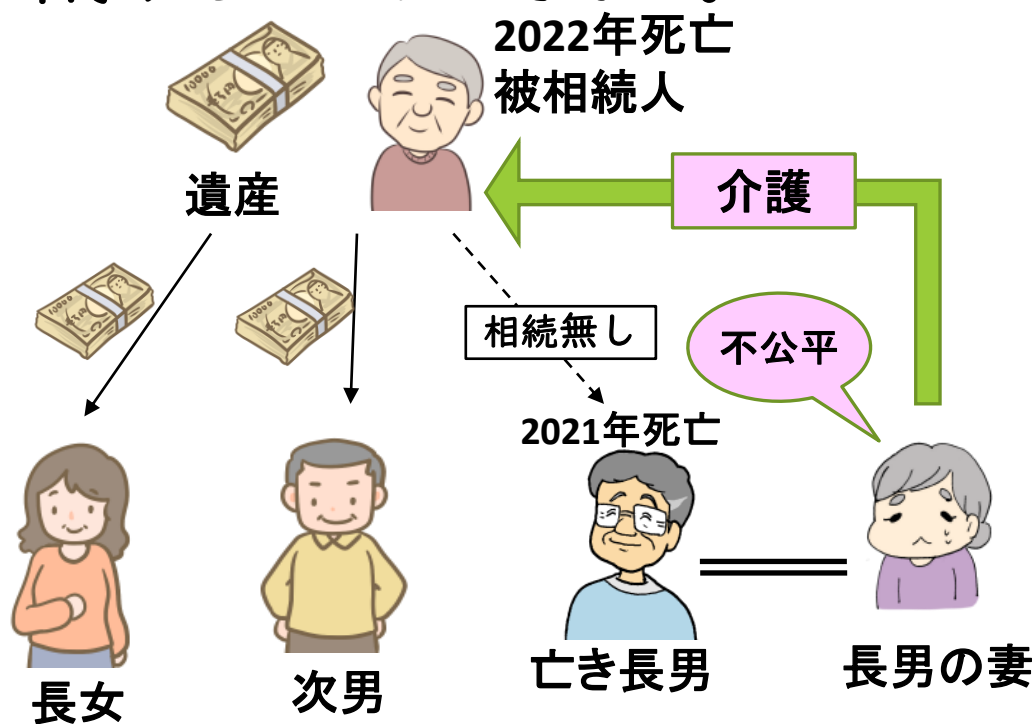
# 1. 特別の寄与の制度の創設 (民1050条：2019.7.1施行)

# 1. 特別の寄与の制度の創設（民1050条：2019.7.1施行）

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができます。

## (1) 改正前（旧規定）

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を所得することができない。



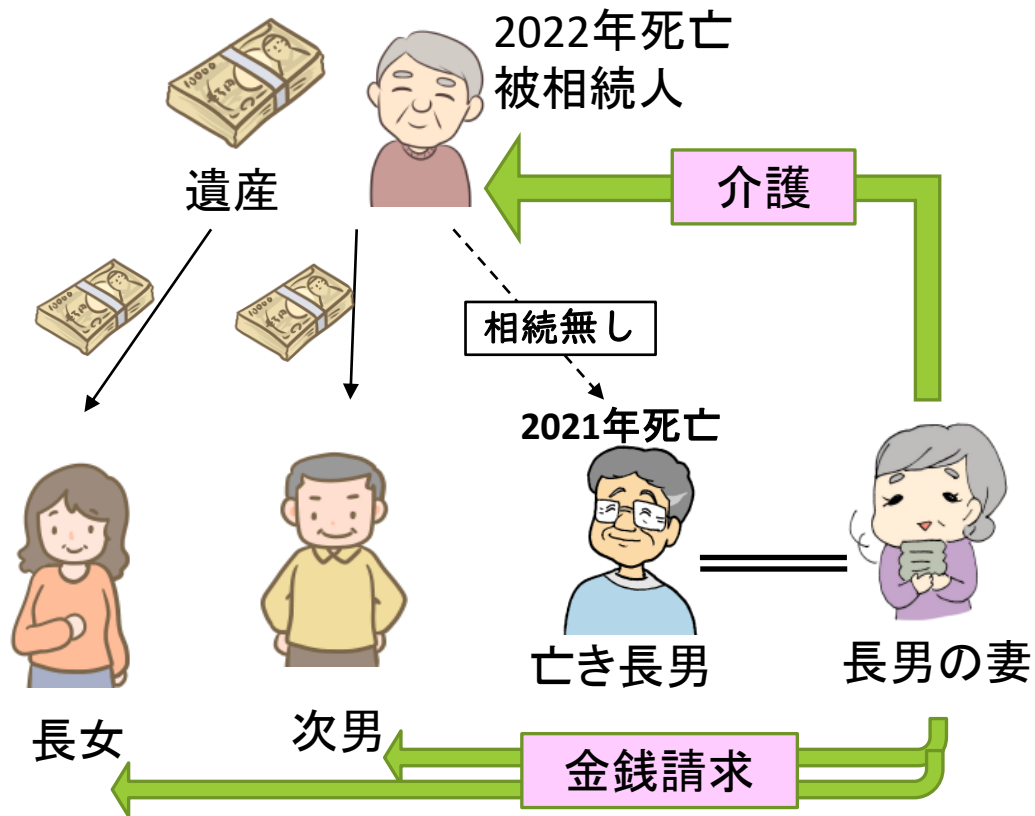
- 被相続人が死亡した場合、相続人（長女・次男）は被相続人の介護を全くしていなかったとしても、相続財産を取得することができる

- 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続の分配にあずかれない。

## (2) 改正後(新規定)

相続開始後、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して、金銭の請求をすることができる。

⇒ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



\* 遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人(長女・次男)だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。